

令和2年4月24日

保護者のみなさまへ

生駒市長 小紫 雅史

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う

保育園・こども園の登園自粛のお願い及び保育料等の取扱い（継続実施）について

平素より生駒市就学前教育保育の推進にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

本市では、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大を受け、4月17日から5月6日までの登園自粛をお願いしております。多くの保護者のみなさまにご協力いただき、登園児数が約4割まで減少、「密閉・密集・密接」が避けられる状態になりました。しかしながら、緊急事態宣言が全国に発令され、県内での感染者が連日のように報告されるなど、今も予断の許さない状況が続いています。この度、市立幼稚園、小・中学校につきましても、臨時休業を延長することを決定いたしました。

そこで、保育園・こども園において、この状態を保つためにも、ご家庭の事情が許す限り、ご家庭での保育を継続してお願いすることといたしました。保育料、給食費の日割り計算による還付も5月末まで下記のとおり取り扱います。また、家庭保育協力により1か月以上休んだ場合、退園扱いとはなりません。この取扱いはご家庭での保育が可能な方等を対象とするものであり、保護者の就労等により保育園等の利用が必要な方の登園自粛をお願いするものではありません。

なお、今後、感染がさらに拡大するなど、より厳しい登園自粛をお願いする場合は別途ご案内します。現在の状況をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 家庭保育協力をお願いする期間

令和2年5月7日～5月31日

2. 保育料について

保育料は日割り計算いたします。この取扱いは、5月31日までを対象とさせていただきます。保育料については、大変恐縮ですが一旦通常どおりお支払いいただき、後日日割り計算した保育料との差額を返金いたします。

3. 保育料の計算方法

5月の保育料＝月額保育料÷25日×出席日数

4. その他

- ・給食費については園にお問合せください。
- ・状況が変わり、5月31日以降も家庭保育をお願いする場合は、改めてお知らせいたします。
- ・新型コロナウイルスへ感染した（感染が疑われる）場合は、すぐに園へ連絡をお願いします。またGW中など園が閉じている場合には、生駒市役所まで連絡をお願いします。

生駒市教育こども部 こども課

〒630-0288

奈良県生駒市東新町8番38号

TEL：0743-74-1111(内773・774)

FAX：0743-75-6826